

## 議案第 3 2 号

市長の給料の減額に関する特例条例を定めることについて

市長の給料の減額に関する特例条例を次のとおり定める。

市長の給料の減額に関する特例条例

令和 7 年 4 月 1 日から同月 3 0 日までの間における市長の給料の月額は、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年条例第 2 7 号）第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に規定する給料の月額から当該額に 1 0 分の 2 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

市長の給料の月額を減額するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。